

令和3年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月22日（水曜日）

議事日程第5号

令和3年9月22日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第139号及び議案第140号 2件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 認定第1号 令和2年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

第5. 認定第2号 令和2年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第6. 認定第3号 令和2年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7. 認定第4号 令和2年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第8. 認定第5号 令和2年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第9. 認定第6号 令和2年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

第10. 認定第7号 令和2年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

第11. 認定第8号 令和2年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第12. 認定第9号 令和2年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13. 認定第10号 令和2年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

第14. 認定第11号 令和2年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第15. 認定第12号 令和2年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第16. 認定第13号 令和2年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第17. 認定第14号 令和2年度由利本荘市水道事業会計決算認定について

第18. 認定第15号 令和2年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について

第19. 認定第16号 令和2年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について

第20. 議案第103号 由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

- 第21. 議案第104号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第106号 由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第107号 由利本荘市情報拠点施設条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第108号 由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第109号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第110号 由利本荘市電気通信事業の設置等に関する条例を廃止する条例案
- 第27. 議案第111号 松涛団地1号棟建設建築主体工事請負契約の締結について
- 第28. 議案第112号 物品（小型動力ポンプ付軽積載車）購入契約の締結について
- 第29. 議案第113号 由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期基本計画の変更について
- 第30. 議案第114号 由利本荘市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第31. 議案第115号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第32. 議案第116号 由利本荘市道路線の認定について
- 第33. 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第34. 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第35. 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第36. 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第37. 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第38. 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第39. 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第40. 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第41. 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第42. 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第43. 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第44. 議案第129号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）
- 第45. 議案第130号 令和3年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第46. 議案第131号 令和3年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第2号）
- 第47. 議案第132号 令和3年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
- 第48. 議案第133号 令和3年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第49. 議案第134号 令和3年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）
- 第50. 議案第135号 令和3年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第51. 議案第136号 令和3年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第52. 議案第137号 由利本荘市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

- 第53. 議案第138号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）  
 第54. 議案第139号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算（第11号）  
 第55. 議案第140号 令和3年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）

第56. 継続審査について

- 陳情第 7号 沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混入した土砂の採取計画をやめることを国に求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1から第56までは議事日程第5号のとおり

第57. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第3号から議員発案第5号まで 3件

- 第58. 議員発案第3号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について  
 第59. 議員発案第4号 由利本荘市議会会議規則の一部改正について  
 第60. 議員発案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

出席議員（25人）

1番 阿部 十全	2番 岡見 善人	3番 小川 幾代
5番 今野 英元	6番 佐々木 隆一	7番 正木 修一
8番 佐々木 茂	9番 三浦 晃	10番 高野 吉孝
11番 佐藤 義之	12番 小松 浩一	13番 伊藤 順男
14番 泉谷 赳馬	15番 吉田 朋子	16番 佐藤 健司
17番 佐々木 慶治	18番 渡部 功	19番 大関 嘉一
20番 佐藤 勇	21番 長沼 久利	22番 伊藤 文治
23番 高橋 和子	24番 高橋 信雄	25番 渡部 聖一
26番 三浦 秀雄		

欠席議員（1人）

4番 伊藤 岩夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊 貴信	副市長 佐々木 司
副市長 三森 隆	監査委員 鈴木 祐悦
教育長 秋山 正毅	企業管理者 三浦 守
総務部長 小川 裕之	企画財政部長 高橋 重保
市民生活部長 齋藤 喜紀	健康福祉部長 大平 久美子
農林水産部長 今野 政幸	商工観光部長 畑中 功
建設部長 佐藤 奥之	まると営業部長 熊谷 信幸

教 育 次 長 三 浦 良 隆

---

議会事務局職員出席者

局	長	佐々木 弘 喜	次	長	阿 部	徹
書	記	古 戸 利 幸	書	記	村 上 大	輔
書	記	松 山 直 也	書	記	成 田	透

---

午前10時00分 開 議

○議長（三浦秀雄） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

4番伊藤岩夫さんより欠席の届出があります。

本日の出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

去る9月7日、市役所正庁において、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に23番高橋和子さん、副委員長に13番伊藤順男さんが選出されております。

以上で、御報告を終わります。

---

○議長（三浦秀雄） この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第139号及び議案第140号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、追加提出議案について概要を御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、補正予算2件であります。

初めに、議案第139号一般会計補正予算（第11号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総務費では、タクシー事業緊急支援金を追加し、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び接種対策費を追加、商工費では、飲食店緊急支援金や飲食業関連事業者緊急支援金のほか自動車運転代行業緊急支援金を追加いたします。

また、通常分の経費といたしまして、商工費に鳥海ダム周辺エリアサステナブル・ツーリズム実証事業を追加いたします。

これらの財源といたしましては、国庫支出金1億5,396万4,000円を追加し、補正後の

予算総額を462億216万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第140号情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。諸支出金64万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4億9,901万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（三浦秀雄） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第139号及び議案第140号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時05分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加提出されました議案第139号及び議案第140号の2件を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（三浦秀雄） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案付託表のとおり、総務、教育民生及び産業経済の各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦秀雄） 日程第3、これより認定第1号から認定第16号までの16件並びに議案第103号、議案第104号、議案第106号から議案第127号まで、議案第129号から議案第140号までの36件及び陳情第7号の計53件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【高橋和子決算審査特別委員長 登壇】

○決算審査特別委員長（高橋和子） 決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今定例会において、当特別委員会に審査付託されました令和2年度決算認定に係る案件は、一般会計決算及び特別会計決算12件、事業会計決算3件の計16件であります。

当特別委員会は、各常任委員会並びに一番堰まちづくり事業特別委員会をそれぞれ分科会として所管ごとに審査した後、去る9月16日に開催された決算審査特別委員会において、各分科会主査報告を受け、委員会の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査過程での概要を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算認定についてであります。

全体の収支決算の概要であります。歳入決算額は前年度比23.4%増の593億6,903万9,000円、これに対し歳出決算額は24.4%増の573億7,649万円であり、これは新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金事業等により歳入歳出ともに決算規模が拡大したものであります。

歳入歳出差引額は19億9,254万9,000円であり、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は16億2,910万6,000円の黒字となっております。

また、基金への積立てと地方債繰上償還金を加え、基金取崩し額を差し引いた実質単年度収支においては3,440万8,000円余りの赤字となっております。

歳入の主な概要につきましては、市税、財産収入及び繰越金などの自主財源が25.0%、地方交付税、国・県支出金及び市債などの依存財源が75.0%の構成比となっております。

自主財源の根幹であります市税は83億456万4,000円で、前年度より0.5%増となり、歳入全体に占める割合は14.0%であります。

なお、収入率は現年度分、滞納繰越分、合わせて97.32%で、前年度より0.42ポイント増となっており、これは合併以後の最高値となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は179億6,111万2,000円で、前年度より1億6,870万5,000円の減となっており、歳入全体では30.3%を占めております。

次に、歳出ですが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また9月16日の主査報告において報告されたとおりであります。

なお、一般会計における年度末の市債現在高は676億2,370万9,000円であり、前年度末と比較し13億7,633万3,000円、率にしておよそ2.0%の減となっております。

以上、御報告申し上げます。令和2年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号から認定第13号までの12件の各特別会計並びに認定第14号から認定第16号の3件の事業会計の計15件の決算につきましては、いずれも適正に予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

なお、第1分科会の審査において、滞納繰越分の累計が市税で1億9,300万円、国保税で1億6,000万円の計3億5,300万円となることについて、職員が一丸となって収納に努めるとのことであるが、滞納繰越分の収納は困難を伴う事例も多いと思われる。税負

担の公平性の観点からも、引き続き取り組んでいただくよう希望するとの発言が、また第1分科会及び第2分科会での審査において、市税中、個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税の合計収入率が令和元年度に引き続き、県内13市中1位になったことなどについて、また市税及び国民健康保険税の収入率が合併以後の最高値を更新し、特に平成23年度からは10年連続で上昇を続けていることについて、市民の御理解と納税意識の高さだけで達成できるものではなく、関係職員が業務に精通し、納税に係る情報を共有するなど、継続して取り組んできた成果の現れであり、その御努力に対し心から敬意を表するとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、市においては、新型コロナウイルス感染拡大による社会生活の変容と地域経済の疲弊により大変厳しい行財政運営を行われているものと思います。

こうした中においても、適正な予算執行の努力に敬意を表するとともに、今後ともさらなる市民の福祉向上と市勢発展に向けてなお一層の努力をお願いし、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治さん。

【佐々木慶治総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また本日追加された案件を加え、条例関係3件、契約締結1件、補正予算5件、その他の案件3件の計12件であります。

初めに、条例関係の議案であります。

議案第103号過疎地域自立支援のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、新しい過疎法の施行に伴い、固定資産税の課税免除に係る条項を整備し、公布の日から施行しようとするものであります。

次に、議案第104号税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、災害により被災した軽自動車について、軽自動車税種別割を減免するための条項を整備し、公布の日から施行しようとするものであります。

これら2件の一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第110号電気通信事業の設置等に関する条例を廃止する条例案についてであります。これは、令和4年4月から民間のインターネットサービスが全市に展開される予定であることを踏まえ、ケーブルテレビのインターネットを廃止するため、施行日を令和5年2月1日として、条例を廃止しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、このことに伴い、IP音声告知端末及びIP電話も同時に廃止されるなど、加入者への影響が大きいことから、審査の過程において、委員より、IP音声告知端末に代わる防災情報の伝達方法について、早期に確立していただきたい、インターネットが民間事業に変わるに当たって契約等に不安を持つ利用者も多いので、市は分かりやすい情報の提供に努めていただきたいとの意見がありましたことを申し添えます。

次に、契約締結の議案であります。

議案第112号物品（小型動力ポンプ付軽積載車）購入契約の締結についてであります。これは、大内、東由利及び鳥海地域の各消防団に配備する軽積載車7台の購入について、猿田興業株式会社と4,774万円で契約を締結するに当たり議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、その他の案件であります。

議案第113号市総合計画新創造ビジョン後期基本計画の変更についてであります。これは、新型コロナウイルス感染症と人口減少という本市を取り巻く課題の克服に向け、この2つを重要な視点としながら、今後重点的に取り組むべき施策を6つの重点施策と位置づけた、後期基本計画重点化プロジェクトとして推進するに当たり当該計画を変更するため、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第114号過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。これは新たな過疎法の施行に伴い、同法の規定により、令和3年度から7年度までの5年間の期間とする当該計画を策定するに当たり議会の議決を得ようとするものであります。

これらの2件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第117号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、今年度末で指定期間が満了となる矢島インフォメーションセンターの指定管理者について、由利高原鉄道株式会社を指定するに当たり議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、新たな指定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日の4年間であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第129号一般会計補正予算（第9号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、14款、16款から19款及び21款、歳出では、2款及び9款並びに地方債であります。

まず、歳入であります。1款市税では、個人市民税において、コロナ禍の影響による減収幅が当初見込みより縮小されたことから3億4,000万円増額し、また固定資産税において、法人の資産新規取得が想定より多かつたことを受け1億7,000万円増額しようとするものであります。

14款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加、16款財産収入では、本荘工業団地内の公衆用道路ほかの土地売払い収入を増額、17款寄附金では、企業版ふるさと納税寄附金を増額、18款繰入金では、公共施設等総合管理基金ほか3つの基金からの繰入金を増額、19款繰越金では、前年度繰越金を増額、21款市債では、地域づくり推進事業債を減額しようとするものであります。

次に、歳出であります。2款総務費では、鳥海地域と本荘石沢地区の光ファイバ伝送路の支障移転または復旧に要する経費の追加、市のLINE公式アカウントを活用した市政情報発信ツールの構築・利用に要する経費の措置、大内三川地区の市有地で発生した共同墓地のり面崩落復旧の測量設計に要する経費の措置が主なもので、9款消防費では、職員の退職や休暇取得などに伴う人件費の減額が主なものであります。



また、地方債では、林道災害防止事業を起債限度額330万円で、積雪対策事業を起債限度額400万円で新たに追加するほか、地域づくり推進事業など10件について起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第132号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。職員に係る共済費の増額を一般会計繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ8万9,000円を増額、補正後の予算総額を4億9,836万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第138号一般会計補正予算（第10号）、歳入19款繰越金についてであります。これは、歳出各款に係る一般財源分として前年度繰越金を2,392万5,000円増額しようとするものであり、また地方債では公立学校施設災害復旧事業を起債限度額70万円で新たに追加しようとするものであります。

続いて、本日当常任委員会に審査付託されました案件であります。

初めに、議案第139号一般会計補正予算（第11号）、歳入14款国庫支出金についてであります。これは新型コロナ対策事業の財源として地方創生臨時交付金5,125万円を増額、また歳出2款総務費では、タクシー事業者への緊急支援金405万円を措置しようとするものであります。

最後に、議案第140号情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。消費税の増額を前年度繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ67万1,000円を増額、補正後の予算総額を4億9,901万円にしようとするものであります。

以上、5件の補正予算につきましては、全て提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、新型コロナ対策事業については、市民の声に耳を傾けながら、各所管において精査し、議会に提案しているとのことであり、議会としては、市民生活に寄り添いながら、数々の議案に対し、議論を重ね判断しているところであります。

こうした状況は、二、三年続くとの専門家の見解もあり、市当局においては、財政状況も勘案しながらの対応になるかと思われませんが、これからも市民に寄り添った支援を実施していただくよう、当委員会といたしまして希望するものであります。

以上で付託されました案件の報告は終わりますが、所管から新たなまちづくり協議会の設立に向けた協議について説明がありましたので、御報告申し上げます。

現在、市では、これまでの協議会の役割に実践活動と学び、他地域委員との交流などの活動を新たに加え、地域課題の掘り起こしと解決、活性化への取組を図るという枠組みを構想しており、これについて各地域で開催された協議会で説明し、意見を伺ってきたとのことであり、

協議会では、若い世代のまちづくりへの参画と地域の将来を見据えた人材育成の重要性について御理解をいただき、この新たな取組を応援するとの声が数多く寄せられたとのことであり、また、人選や運営予算などへの御意見もあったことから、市としては、これらを参考にしながら、前へ進めたいとのことでありました。

これを受け、委員より、若い世代がまちづくりに参画することは非常によいと思う。そうした方々が会議に出席しやすいよう、開催方法などを検討していただきたいとの意見が出され、当委員会といたしまして、この新たな協議会が将来を担う人材の育成の場となりながら、各地域に活力を生み出し、やがては市全体に波及していくことに期待を

寄せるものであります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一さん。

【小松浩一教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また本日付託されました案件を加えて、条例関係1件、指定管理者の指定5件、補正予算案6件及び陳情1件の計13件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。その経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第106号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、介護保険法の改正に準じ、各老人福祉施設のサービス事業における食費の額を改めるものであります。

本案件は、施行日を10月1日とし、条例の一部を改正しようとするものであります。その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、指定管理者の指定についてであります。今年度末で指定期間が満了となる4施設の更新及び新たに指定しようとする1施設についてであります。

議案第118号は矢島子供館について、議案第119号はふれあい館「鮎川」について、議案第124号は鳥海山木のおもちゃ美術館について、それぞれこれまで実績のある矢島恵育会、市社会福祉協議会、由利本荘木育推進協会を令和4年4月1日から4か年、また議案第126号は鳥海射撃場について、鳥海射撃協会を令和4年4月1日から5か年指定しようとするものであります。

次に、議案第125号は大平スキー場について、新たに東由利スキークラブを令和3年10月1日から令和7年3月31日までの期間指定しようとするものであります。いずれも指定管理者選定委員会の審議を経て、条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算案であります。職員の人事異動などに伴う人件費調整や職員手当等の補正及び事業中止等に伴う減額以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、議案第129号一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、13款から15款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、10款及び継続費4款並びに債務負担行為であります。

歳入13款使用料及び手数料では、除雪作業分の見込みによる軽度生活支援サービス手数料の追加、14款国庫支出金では、重層的支援体制整備移行準備事業費補助金及び疾病予防対策事業費等補助金の追加であります。

15款県支出金では、新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金及び地域医療介護

総合確保基金事業交付金の追加であります。

20款諸収入では、社会福祉法人納入金及び基準単価の増額等による居宅介護予防サービス計画費収入の追加、21款市債では、老朽化公共施設解体事業債の追加であります。

次に、歳出2款総務費では、3項戸籍住民基本台帳費において、マイナンバーカードの申請件数増加に伴う通知郵送料の追加、3款民生費では、1項社会福祉費において、複合化する相談に包括的に対応する重層的支援体制整備移行準備事業に係る経費及び地域密着型介護施設の開設準備・整備に係る補助金の追加、2項児童福祉費において、令和2年度における各給付金等の精算に伴う償還金の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、発達検査用具購入費の追加、2項清掃費において、焼却・粗大ごみ処理施設基本計画への意見やごみ処理施設でのまちづくりなどを検討するために設置する、ごみ処理施設整備・運営検討委員会に係る経費の追加であります。

10款教育費では、石沢小学校のプール解体工事費及び県指定、永泉寺山門の修繕に係る地域文化財管理費補助金の追加のほか、運動部活動指導員の減員に伴う経費の減額であります。

次に、継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設整備事業について事業の効率化や経費削減のため、既に設定している生活環境影響調査業務と焼却・粗大ごみ処理施設基本計画策定業務を一括化し、令和3年度及び4年度の2か年で総額8,912万1,000円として新たに設定するとともに、今年度当初予算設定分を廃止しようとするものであります。

債務負担行為では、本荘東中学校区統合小学校建設について、基本・実施設計業務委託を令和3年度から5年度の期間、限度額1億5,000万円として、また建設敷地造成事業を令和3年度及び4年度の期間、限度額6億円として設定しようとするものであります。

次に、議案第130号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、一般会計繰入金の追加、歳出では、賦課徴収費の追加であり、歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、総額を88億394万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第131号診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、前年度繰越金及び診療所整備事業債の追加、歳出では、各診療所運営費の追加であり、歳入歳出それぞれ338万4,000円を追加し、総額を1億6,367万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第133号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、財政調整基金繰入金の追加、歳出では、鳥寿苑のボイラー修繕に係る一般管理費の追加であり、歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、総額を4,550万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第138号一般会計補正予算（第10号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、14款及び21款、歳出では、10款及び11款であります。

歳入14款国庫支出金では、公立学校施設災害復旧費負担金の追加、21款市債では、公立学校施設災害復旧事業債の追加であります。

歳出10款教育費では、コロナ禍での小中学校修学旅行の行き先変更や中止に係るキャンセル料等の追加、歳出11款災害復旧費では、7月11日から的大雨により被害が発生した、本荘南中学校グラウンド通路のり面の災害復旧工事費の追加であります。

なお、災害箇所の現地調査において、崩落部分の応急処置等を確認してまいりましたが、委員より、生徒及び地域住民の安全確保のため早期の復旧を望む発言がありましたことを申し添えます。

続いて、本日追加提案されました議案第139号一般会計補正予算（第11号）について、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、歳出では4款であります。これは、新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢を12歳以上に拡大したことや従事者の手当加算に伴う補正であり、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び接種体制確保事業費補助金、歳出では、先ほど申し上げましたワクチン接種推進に係る経費の追加であります。

以上、御報告申し上げました6件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げます。

陳情第7号沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混入した土砂の採取計画をやめることを国に求める意見書提出についての陳情であります。委員より、戦没者の遺骨が残る中での土砂採取は許されるものではないため採択すべきとの意見がありました。遺骨の収集や土砂への混入状況など把握できない部分が多く、なお慎重に調査すべきと継続審査を望む意見があり、これについて採決した結果、賛成多数で継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上が当常任委員会に付託されました案件の報告となりますが、最後に所管の報告事項について報告いたします。

初めに、公用車の車検切れについてであります。これは、日頃の車両台帳確認を怠ったことにより発生した事案であり、委員より、今後は台帳の管理、確認等を複数の職員で行うことを徹底し、具体的な対策を講ずるなど再発防止に努められたいとの発言がありました。

次に、新型コロナ感染の懸念と小中学校における早退等の対応についてであります。委員より、児童生徒の命を守るため、限られた情報の中での早急な対応であったことについては理解できる要素もある。今後の対策として報告のあったガイドラインの再検討や関係機関との情報共有の強化に期待したい旨の発言がありましたことを報告いたします。

また、これまで順調に行われている新型コロナウイルスワクチン接種の推進をはじめ、継続して各課横断的に取り組まれている感染拡大防止への努力について評価しますことを委員の総意として申し上げます。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄さん。

【高橋信雄産業経済常任委員長 登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、また本日付託されました案件を加えて、条例改正案2件、補正予算案4件及びその他4件の計10件であります。

審査結果については、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第107号由利本荘市情報拠点施設条例の一部を改正する条例案についてありますが、掘切情報拠点施設の用途廃止に伴い、対象施設に関する文言の削除と整理を行い、令和4年1月1日より施行しようとするものであります。

次に、議案第108号由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案についてありますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、適用工場等の指定に係る条項を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、2件の条例改正案は、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第120号から第122号までの公の施設の指定管理者の指定についてありますが、議案第120号矢島農林水産物直売・食材供給施設については矢島町農林水産物直売組合を、議案第121号の由利本荘市矢島畜産センターについては農事組合法人鳥海高原花立牧場を、議案第122号の由利本荘市東由利農産物処理加工施設については、企業組合東由利特産物振興会を指定管理者として、それぞれ令和4年4月1日から4か年指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第127号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、さきに御報告申し上げました議案第107号の条例改正案における大内地域、掘切情報拠点施設を現在の指定管理者である町内会へ譲渡するに当たり、指定管理者の指定期間を短縮しようとするものであります。

御報告申し上げました指定管理者の指定の期間の変更については、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案であります。

議案第129号一般会計補正予算（第9号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13款、15款、20款、21款、歳出2款、5款から7款、11款であります。

歳入13款使用料及び手数料では、水産業施設使用料、観光施設使用料の追加、15款県支出金では、林道災害復旧費補助金等の追加、20款諸収入では、西目地域における送電線下の市有林伐採補償費等の追加、21款市債では、県営経営体育成基盤整備負担金事業債や林道災害復旧事業債等の追加であります。

歳出2款総務費1項総務管理費では、今後、開催が予定されている東北大会や合宿に対するスポーツ宿泊補助金の追加、5款労働費1項労働諸費では、時間外勤務手当等の職員人件費の追加であります。

6款農林水産業費1項農業費では、農地等単独災害復旧補助金、県営担い手育成基盤整備事業等の追加、2項林業費では、東由利地内の林道復旧に要する測量設計委託料等の追加、3項水産業費では、松ヶ崎漁港、西目漁港のしゅんせつに要する重機借り上げ

料等の追加であります。

7款商工費では、新型コロナウイルス対策事業として、宿泊事業者や結婚披露宴会場等を営む事業者を対象とした旅館業等事業者支援給付金や魅力発信による市産品消費拡大事業のテレビ放映に係る広告料等の追加であります。

11款災害復旧費では、7月11日から12日の豪雨による林道や農地農業用施設の災害復旧事業費等の追加であります。

次に、議案第134号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）であります。これは、矢島スキー場において圧雪車及びスノーモービルの修繕等を行うため、歳入では一般会計繰入金と前年度繰越金の追加、歳出ではスキー場運営費の追加で、歳入歳出それぞれ549万5,000円を追加し、総額を1億2,259万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第138号一般会計補正予算（第10号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15款、歳出6款であります。

歳入15款県支出金では、農林水産業費補助金の追加、歳出6款農林水産業費1項農業費では、低コスト技術等導入支援事業費補助金の追加、2項林業費では、本荘地域、大中ノ沢地区の県単局所防災事業に係る委託料や工事請負費等の追加であります。

最後に、本日追加提案されました議案第139号一般会計補正予算（第11号）であります。当委員会が審査いたしましたのは、歳入14款、歳出7款であります。

歳入14款国庫支出金では、域内連携促進事業費補助金の追加、歳出7款商工費では、新型コロナウイルス対策事業費として、先月からの市内感染者増加により、大きな影響を受けた飲食店や飲食業関連事業者、自動車運転代行業者への緊急支援金を追加しようとするものであります。

また、鳥海ダム観光周辺整備事業費の追加は、域内連携促進事業費補助金を活用し、鳥海ダム周辺の観光振興を図るため、2次交通の利用促進や旅行商品の造成、ブランド商品の開発など実証事業を進めるものであります。

以上、御報告申し上げました4件の一般会計及び特別会計の補正予算案は、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種は進んでいるものの、変異株の発生等により、いまだ収束の兆しが見えません。これまで支援金の給付、プレミアム飲食券や商品券の発行、消費促進イベントへの助成など様々な支援策を講じてきました。

新型コロナウイルスへの対応が長期化する中で、今後、様々な産業、業種に影響が生じてくることが予想されます。当局においては、積極的に広く情報の収集に当たり、状況に応じた支援に努めていただきたいとの声が、審査の際に委員よりありましたことを申し添えます。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【吉田朋子建設常任委員長 登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算3件、契約締結1件、条例改正1件及びその他3件の計8件であります。

審査の結果につきましては、報告書のとおりであります。経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第109号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。これは、所得税法改正による公営住宅法施行令の一部改正に伴い、条例の一部も改正しようとするものであります。

次に、議案第111号松涛団地1号棟建設建築主体工事請負契約の締結についてありますが、この案件につきましては、関係議員を除斥し審査いたしました。

本荘地域の市営住宅松涛団地1号棟の建設工事について、伊藤建友・塚本建設特定建設工事共同企業体と、工期を令和3年9月22日から令和4年8月31日として、契約金額3億8,016万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第115号市道路線の廃止について及び議案第116号市道路線の認定についてありますが、これは、開発行為による路線の見直しに伴い、大鋸町8号線を廃止し、大鋸町8号線及び東梵天32号線を新たに認定しようとするものであります。

次に、議案第123号公の施設の指定管理者の指定についてありますが、これは、東由利地域の台飲料水供給施設において、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの期間、大台水道管理組合を指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

続いて、補正予算であります。このたびの補正は、災害復旧に係る費用の追加や国庫補助金の交付額決定に伴う組替えなどが主なものであります。内容について御報告いたします。

議案第129号一般会計補正予算（第9号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で14、18及び21款、歳出で2、8及び11款であります。

歳入では、補助金の交付額決定などにより、14款国庫支出金で、公共土木施設災害復旧費負担金の追加と社会資本整備総合交付金の減額、18款繰入金では、鳥海ダム振興基金繰入金を追加するものであります。

また、21款市債では、公共土木施設災害復旧事業債及び道路橋梁債の追加と公営住宅建設事業債の減額などあります。

歳出では、人件費以外の主なものとして、2款総務費で、鳥海ダム利活用事業費を追加し、8款土木費では、2項道路橋梁費で、除雪機械購入及び川口二十六木線の事業費確定のため除排雪費及び道路新設改良費を組み替えるほか、東由利地域館合地区の消雪設備測量設計委託料及び道路街灯管理整備事業費の修繕料を追加するものであります。

5項都市計画費では、公園管理費などを追加し、6項住宅費では、住宅管理費の追加と事業延期に伴う矢島地域の市営住宅榎木田A棟外部工事に係る公営住宅改修事業費の減額であります。

また、11款災害復旧費では、本荘地域の光風園のり面など、7月11日からの豪雨災害の復旧に要する現年及び単独災害の公共土木施設災害復旧費の追加であります。

次に、議案第135号水道事業会計補正予算（第2号）であります。資本的支出で、東由利地域の黒淵大橋橋梁補修工事に係る添架配水管布設替工事実施設計業務委託料に関して、建設改良費の予定額を748万円追加し、総額を39億437万5,000円にするもので

あります。

また、補填財源として、減債積立金を減額し、過年度分及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を追加するものであります。

次に、議案第136号下水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出で、今後の緊急対応分として、営業費用の予定額を2,000万円追加し、総額を34億2,806万8,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入では、企業債の予定額を1億4,860万円追加し、総額を27億1,640万3,000円にするものであります。

加えて、企業債において、資本費平準化債の限度額を1億4,810万円追加するものであります。

以上、御報告申し上げました8件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

- 議長（三浦秀雄） 次に、一番堰まちづくり事業特別委員長の報告を求めます。21番長沼久利さん。

【長沼久利一番堰まちづくり事業特別委員長 登壇】

- 一番堰まちづくり事業特別委員長（長沼久利） 一番堰まちづくり事業特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、条例改正案1件、補正予算案1件であります。

審査の結果につきましては、報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例改正案であります。

議案第137号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、一番堰まちづくり地区計画の都市計画決定に伴い、建築基準法に基づき地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第129号一般会計補正予算（第9号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款土木費であります。

これは、一番堰都市下水路管渠の埋設箇所として、用地取得が必要なことから、土地鑑定料として30万円を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査のまとめの際に委員より、官民連携のまちづくりとしてスタートした事業であり、市として地権者の思いに寄り添いながら、不公平感の解消に努めるとともに、今後ともプロジェクトの成功に向け、全力で取り組んでいただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

以上で、一番堰まちづくり事業特別委員会の審査報告を終わります。



○議長（三浦秀雄） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び認定・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第4、認定第1号一般会計決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって認定第1号は認定されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第5、認定第2号国民健康保険特別会計から日程第16、認定第13号松ヶ崎財産区特別会計までの12件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第13号までの12件は認定されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第17、認定第14号水道事業会計から日程第19、認定第16号ガス事業会計までの3件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって認定第14号から認定第16号までの3件は認定されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第20、議案第103号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第21、議案第104号税条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第103号及び議案第104号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第22、議案第106号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第23、議案第107号情報拠点施設条例の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第108号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第107号及び議案第108号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第25、議案第109号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第26、議案第110号電気通信事業の設置等に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第110号は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄） 日程第27、議案第111号松涛団地1号棟建設建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、13番伊藤順男さんの退席を求めます。

**【13番（伊藤順男議員）退席】**

○議長（三浦秀雄） 建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。20番佐藤勇さん。

**【20番（佐藤勇議員）登壇】**

○20番（佐藤勇） 議案第111号松涛団地1号棟建設建築主体工事請負契約の締結についてであります。2親等以内の議員親族が勤めていると思われる関係私企業が、市発注の公共工事を落札されておりますことに、議員政治倫理条例に抵触の疑義についての問合せが数件ございました。

しかし、私はそのことを主眼に質問するものではありません。議員政治倫理条例にどうこうは別といたしまして、次の質疑をするものであります。

3億8,016万円と高額な事業を当該関係私企業が落札しております。提案理由説明だけでは分かりませんでした。常任委員会では所管からの説明聞き取りなどをされて審査に当たったものと思いますので、その審査経過について伺うものであります。

この会社は、市議会建設常任委員会所属の伊藤順男議員が勤務していると思われる会社であります。委員会の審査過程について次の質疑を行います。

1つ、当該議員の除斥はあったのか。これは、委員長報告において先ほど述べられました。

2つ、政治倫理条例との関係は話題に出なかったのか。

3つ、入札調書などは提示を受けたのか、あるいは提示を求めたのか。

4つ、入札率は何％であったのか、入札者は何名であったのか、それぞれの入札金額についての報告または説明はあったのか、以上4点についてであります。

工事契約に関しては、ごくありふれた質問であります。審査経過のあらましをありのままの委員長答弁を期待し、委員長報告に対しての質疑といたします。

○議長（三浦秀雄） 建設常任委員長の答弁を求めます。15番吉田朋子さん。

**【吉田朋子建設常任委員長 登壇】**

○建設常任委員長（吉田朋子） 佐藤勇議員の質疑についてお答えいたします。

さきに委員会で審査した内容は委員長報告のとおりですが、今質疑されたものにお答えいたします。

建設常任委員会での倫理云々などの話題は出なかったのか。こちらは、審査の際にはございませんでした。

入札率は幾らであったか、実際には確認しておりません。入札者は何社であったか、3社による3つのJVからの応札があったと説明を受けております。

また、それぞれの入札金額については、審査の際には確認しておりません。

以上でございます。

○議長（三浦秀雄） 20番佐藤勇さん、再質疑ありませんか。

【20番（佐藤勇議員）登壇】

○20番（佐藤勇） それでは再質疑をいたします。

1の除斥はあったということでした。

2の倫理関係についてはなかったということでした。

3の入札調書については、提示はなかったし、提示も求めなかったと理解しました。

4の入札率については、話合いや質問もなかったということでした。

なお、入札者については、3社あったということをお聞きいたしました。

総じて何を根拠に賛成反対の採決を諮ったのか理解し難いわけですが、残念ながらこれ以上のことは出ないと思います。分かりました。

除斥中の伊藤順男議員におかれましては、大所高所からの議会改革、互助会活動などの率先は目を見張るものがございました。伊藤順男氏の一層の御活躍とともに、ほか全議員のさらなる発展を祈念いたします。そして、市長様はじめ全職員に対しましても、これまでの御指導、御鞭撻に心から感謝を申し上げて、私の議員生活最後の質疑といたします。ありがとうございました。

○議長（三浦秀雄） 以上をもって、20番佐藤勇さんの質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第111号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど除斥されました議員の除斥を解きます。

【13番（伊藤順男議員）復席】

---

○議長（三浦秀雄） 日程第28、議案第112号物品（小型動力ポンプ付軽積載車）購入契約の締結についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第112号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第29、議案第113号総合計画新創造ビジョン後期基本計画の変更について及び日程第30、議案第114号過疎地域持続的発展計画の策定についての2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第113号及び議案第114号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第31、議案第115号市道路線の廃止について及び日程第32、議案第116号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第115号及び議案第116号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 次の日程第33、議案第117号から日程第42、議案第126号までの10件は公の施設の指定管理者の指定についてであります。

初めに、日程第33、議案第117号を議題といたします。

本案は、矢島インフォメーションセンターに係る案件であります。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第117号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第34、議案第118号及び日程第35、議案第119号の2件を一括議題といたします。

これらは、矢島子供館及びふれあい館「鮎川」の2施設に係る案件であります。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第118号及び議案第119号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第36、議案第120号から日程第38、議案第122号までの3件を一括議題といたします。

これらは、矢島農林水産物直売・食材供給施設、矢島畜産センター及び東由利農産物処理加工施設の3施設に係る案件であります。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第120号から議案第122号までの3件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第39、議案第123号を議題といたします。

本案は、大台飲料水供給施設に係る案件であります。  
建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第123号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第40、議案第124号を議題といたします。  
本案は、鳥海山木のおもちゃ美術館に係る案件であります。  
教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第124号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第41、議案第125号を議題といたします。  
本案は、大平スキー場に係る案件であります。  
ここで、地方自治法第117条の規定により、21番長沼久利さんの退席を求めます。

【21番（長沼久利議員）退席】

○議長（三浦秀雄） 教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。



【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第125号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど除斥されました議員の除斥を解きます。

【21番（長沼久利議員）復席】

---

○議長（三浦秀雄） 日程第42、議案第126号を議題といたします。

本案は、鳥海射撃場に係る案件であります。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第126号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第43、議案第127号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第127号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第44、議案第129号一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第129号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第45、議案第130号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第46、議案第131号診療所運営特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第130号及び議案第131号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第47、議案第132号情報センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第132号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第48、議案第133号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第133号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第49、議案第134号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第134号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第50、議案第135号水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第51、議案第136号下水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第135号及び議案第136号の2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第52、議案第137号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

一番堰まちづくり事業特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第137号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第53、議案第138号一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第138号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第54、議案第139号一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第139号は原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄） 日程第55、議案第140号情報センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第140号は原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄） 日程第56、継続審査についてを議題といたします。

陳情第7号沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混入した土砂の採取計画をやめることを国に求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申出がありました。

継続審査申出に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

本件は起立採決いたします。委員長の申出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（三浦秀雄） 起立多数であります。よって陳情第7号は継続審査とすることに決定いたしました。
- 

- 議長（三浦秀雄） 日程第57、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第3号市議会委員会条例の一部改正について、議員発案第4号市議会会議規則の一部改正について及び議員発案第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての3件を一括上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男さん。

### 【 1 3 番（伊藤順男議員）登壇】

○ 1 3 番（伊藤順男） 議員発案第 3 号由利本荘市議会委員会条例の一部改正について、第 4 号同会議規則の一部改正について、第 5 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての 3 件の議案については、私から一括して提案をさせていただきます。

議員発案第 3 号、第 4 号については、さきに行われた議会改革特別委員会において、現行議員定数 26 人を 4 人減じ 22 人にすることを決定。その後、議員定数については通常一般選挙、いわゆるこの 10 月に行われる市議会議員選挙から適用として議決。併せて委員会数については、現行 4 常任委員会から 3 常任委員会とすることを議会改革特別委員会で決定していたところであります。

これを受け、議員発案第 3 号については、議員数減に伴い常任委員会を産業経済常任委員会と建設常任委員会を 1 常任委員会とし、農林水産部、商工観光部、建設部、まると営業部、農業委員会事務局及び企業局を所管する産業建設常任委員会と改正しようとするものであります。

また、議員発案第 4 号は、前述の定数減に伴い、会議規則で人的要件が定められている一部改正を行うもので、1 として、市議会会議規則第 14 条第 1 項議案提出の人的要件、これは提出者・賛成者について、議員が議案を提出しようとするときは、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、その案を備え、理由をつけ、所定の賛成者とその他のものについて、現行は 2 名以上の賛成者と連署し議長に提出となっているものを、1 名以上の連署に改正。

2 として、第 16 条動議成立に必要な人数要件については、法又は特別の規定がある場合を除き、現行は他に 2 名以上の賛成者がいないと議題とすることができないことになっているものを、他に 1 名以上の賛成者がいなければ議題とすることができないと改正。

3 として、第 17 条修正動議提出の人数要件、提出者・賛成者については、その案を備え、所定の発議者が連署し、その他のものについては、現行 3 人以上の賛成者とともに連署し議長に提出しなければならないとなっているものを、1 名以上の連署に改正しようとするものであります。

本議員発案第 3 号、第 4 号改正案は前述のとおり、次回通常一般選挙から議員定数が 4 人減ることに伴い、令和 3 年 11 月 1 日から施行するため委員会条例及び会議規則の一部を改正するものであります。

議員発案第 5 号意見書の提出については、全国市議会議長会の要請に加え、本市においても税収等の先行きに不透明感があることに鑑み、意見書の概要を朗読し、提案理由の説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。そうした状況下における財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれ、令和 4 年度地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。

1、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大しており、他の地方歳出に不

合理的なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。中小企業等に対する現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国会又は関係行政庁に意見書を提出するものであります。

ただいま説明いたしました3件の議員発案につきまして、議員各位の御賛同をお願いし提案といたします。

以上であります。

○議長（三浦秀雄） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第3号から議員発案第5号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号から議員発案第5号までの3件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第3号から議員発案第5号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号から議員発案第5号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第58、議員発案第3号市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第59、議員発案第4号市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は原案のとおり可決

されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第60、議員発案第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

ここで、湊市長より発言の申出がありますので、これを許します。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 大変お疲れのところ恐縮ですが、議長から貴重な時間をいただきまして、発言の許可を得ましたので、議員の皆様へ一言、御礼を申し上げたいと存じます。

議員各位におかれましては、本日が任期最後の定例議会となりましたが、本市発展のために御貢献されました御功勞に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私も昨年12月まで同じ市議会議員として、皆様と共に仕事をさせていただきました。その頃を思い返しますと、様々な議論をさせていただいたなという思い出が非常に深く残っています。

また、互助会活動のボート事業におきましては、共に汗を流したことも大変いい思い出でありますし、また、委員会審査、委員会での視察研修、そしてまた、議員連盟等々での様々な共に勉強し学んだこと、あの日々もかけがえのない時間であったなと思っております。

そして、何よりも深くお酒を飲んで、いろんなことを議論したことも大変思い出に残っているところであります。

そうしたことで、皆様からいろいろとお教えいただいたことがあって、今、私もこの場に立たせていただいているということで、感謝の気持ちしかありませんし、また、皆様においても、ぜひともそういった意味で、共々やってきた思い出を胸に、これからも努められていただければなと思っております。



さて、今期限りで御勇退をされます議員の皆様におかれましては、長年にわたりまして本市の発展のために、高い見識と情熱あふれる御指導、御提言を賜りましたことに対し、市民を代表させていただき、衷心より感謝を申し上げます。

また、これからも健康に一層御留意をされまして、さらなる御活躍を心からお祈りを申し上げます次第であります。

また、この10月には、由利本荘市議会議員一般選挙が執行されます。引き続き立候補される議員各位におかれましては、御当選に向けまして御健闘を御祈念申し上げますとともに、今後とも本市発展のために、特段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

何よりも皆様の健康第一を胸に、そして、これからますますの御活躍を御祈念申し上げます、一言御礼の言葉にかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（三浦秀雄） 湊市長、ありがとうございました。

去る8月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力をいただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

さて、私ども市議会議員は、来月10月をもって4年間の任期を終えようとしており、任期中の定例市議会は本日をもって最後となりますが、この4年間、市議会の運営に御協力いただきました職員の皆様はじめ、関係各位に対しまして、議会を代表して改めて深甚なる感謝と敬意を申し上げます次第であります。

また、今期限りで御勇退される議員各位におかれましても、これまでの御尽力に対し深く感謝を申し上げます。今後におきましても、市政運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

さらに、再選を目指す議員各位に対しましては、御奮闘をお祈り申し上げます。

最後に、2年間の議長の職務遂行に御協力をいただきました議員及び職員各位に対しまして衷心より厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2時59分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長            三 浦 秀 雄

議 員            佐 藤 義 之

議 員            小 松 浩 一